一般競争入札公告

沖縄県が発注する多良間、石垣、川平テレビ中継局非常用発電機起動用蓄電池修繕について 一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成27年2月2日

沖縄県知事 翁長雄志

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名 多良間、石垣、川平テレビ中継局非常用発電機起動用蓄電池修繕
 - (2) 契約の内容 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 設置場所 多良間島、石垣島
 - (4) 工期 契約翌日から平成27年3月31日
- 2 一般競争入札参加資格要件本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1)平成 25·26 年度沖縄県建設業者工事入札参加登録者名簿の電気通信工事に登録されている 業者
 - (2)過去5年以内に非常用発電機起動用蓄電池取替工事又は修繕を元請けとして施行し、完成・引渡が完了した実績を有すること
- 3 一般競争入札に参加することができない者
- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2)競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた受けた者。
- (3)競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4)会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者(会社更生法の適用を受けた者を除く)。
- (5)次の各号に該当するもの

ア暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団体等反社会勢力」という)

イ暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体 ウ法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがいる

- 4 入札参加資格の申請方法等
 - (1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接(2)に掲げる場所に提出し、競争 入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

- イ 建設業の許可について(通知)の写し 入札参加資格適格合格通知書の写し
- ウ 非常用発電機起動用蓄電池取替に関し直近5事業年度以内の営業実績を証する書類
- (2) 申請書等の入手方法 申請書等の諸様式は、次のとおり配付する。

ア 期間 この公告の日から平成27年2月9日(月)まで(土曜日、日曜日祝

祭日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。

イ 場所及び問い合わせ先 沖縄県企画部総合情報政策課情報通信基盤班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2036

(3) 申請の時期 この広告の日から平成 27 年 2 月 9 日 (月) まで (土曜日、日曜日、

祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- 5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、平成27年2月12日までに通知する。
- 6 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- 7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号
- 8 資格の取消し等
 - (1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、 又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 資格取消の通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 9 契約条項を示す場所及び期間

本業務に係る契約書案及び仕様書等は、次の通り縦覧に供する。

(1) 契約条項を示す場所 沖縄県企画部総合情報政策課情報通信基盤班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2036

- (2) 契約条項を示す期間 この公告の日から平成 27 年 2 月 9 日 (月) まで (土曜日、日曜日、 祝祭日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 10 入札の日時及び場所 平成 27年2月16日(月)午後2時沖縄県庁14階無線室

11 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を納めさせないことができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
 - (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号 の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- 14 その他 その他詳細については、入札説明書による。